

令和8年度しながわ女性高度IT人材育成事業助成金 募集要項

1 助成内容

ITエンジニアとして区内企業へ就職することを目指す女性に対し、ITスキル向上を目的とする講座を受講した際に負担する費用の一部を助成します。

2 助成額

助成限度額25万円（助成率：助成対象経費の最大3／10）

3 申請期間

令和8年6月1日（月）～令和9年2月26日（金）※午後5時必着
※先着順のため、申請期間中に予算額に達した場合は、募集を終了します。

4 申請要件

次に掲げる要件の全てに該当していること。

- (1) ITエンジニアとして区内企業へ就職することを望んでいること。（学生を除く。）ただし、ここでいう区内企業とは、品川区暴力団排除条例（平成24年品川区条例第34号）に規定する暴力団および暴力団員と密接な関係がある者を除く。
- (2) 令和9年3月31日（水）までに、助成対象講座を修了すること。
- (3) 品川区または居住する自治体に対する納税、使用料等の債務の支払が滞っていないこと。
- (4) 品川区が指定する区内企業におけるインターンシップに参加すること。

5 助成対象経費

- (1) 対象講座受講のために支払った入学金および受講料のうち、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（助成対象期間）に修了し、支払いが完了するもの。対象講座は、経済産業省が認定する「第四次産業革命スキル習得講座」に該当するものとする。

※「第四次産業革命スキル習得講座」は、下記URLから経済産業省が公開する一覧をご参照ください。随時更新されますので、最新版をご確認ください。（経済産業省ホームページ）

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/reskillprograms/index.html>

なお、下記事業については、本助成金と併せて申請いただくことができます。

実施主体	事業名
経済産業省	リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業補助金
厚生労働省	専門実践教育訓練給付金

※上記各事業に該当する具体的な講座名については、経済産業省、厚生労働省のサイトをご参照ください。

(経済産業省)

<https://careerup.reskilling.go.jp/worker/search/>

(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaika_ihatsu/kyouiku.html

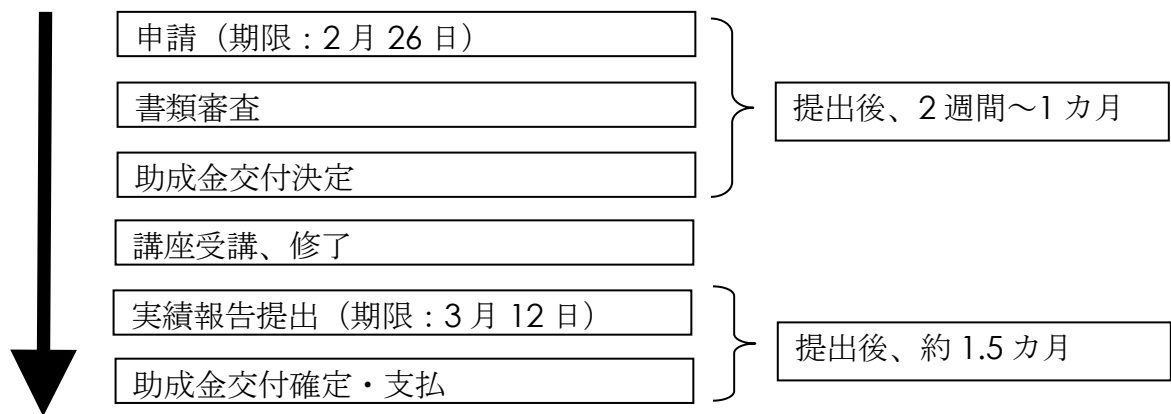
※令和8年3月末現在

(サイト内の情報は随時更新されます。申請時の情報を適宜ご確認ください。)

(2) 次に掲げる経費は対象外となります。

- ①申請者の希望により特別に行われる訓練または特別に提供される教材等に要する費用
- ②令和9年3月31日までに終了しない講座の受講のために支払った入学金および受講料
- ③品川区の交付決定前に発生する経費

6 事業全体の流れ



※上記日程は、状況により変更される場合があります。

※支払い等が完了した場合は、速やかに「助成事業実績報告書」を提出してください。提出され次第、助成金交付確定検査を行いますので、迅速な助成金支払のためにも、実績報告締切日を待たずに、速やかなご報告をお願いいたします。

7 申請にあたって

(1) 申請方法

申請については、原則「品川区電子申請サービス」による交付申請（以下「オンライン申請」という。）にて受け付けます。オンライン申請が困難な場合は、窓口持ち込みもしくは郵送で必要書類をご提出ください。

①オンライン申請

品川区ホームページまたは地域産業振興課ホームページ「品川区中小企業支援サイト」内の品川区電子申請サービスリンクより申請して下さい。申請の際には、必要事項の入力および必要書類のアップロードが必要です。

（品川区ホームページ）

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/sangyo/sangyo-syugyoshien/sangyo-syugyoshien-kyusyokusyashien/hpg000022445.html>

（品川区中小企業支援サイト）

<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/joseikin/josei-it/index.html>

②書類提出による申請

後述「申請時提出書類」を申請期間内にご提出ください。

(2) オンライン申請の際の入力項目

ア) 氏名

イ) フリガナ

ウ) 郵便番号

エ) 住所（市区町村・番地・マンション名等）

オ) 電話番号

カ) メールアドレス

キ) 【就労者のみ】就労先事業者名

ク) 【就労者のみ】就労先所在地

（郵便番号・市区町村・番地・マンション名等）

ケ) 助成対象講座名

コ) 併用する補助事業名

a. 厚生労働省「専門実践教育訓練給付金」

b. 経済産業省「リスクリングを通じたキャリアアップ支援事業補助金」

サ) 受講経費総額

シ) 助成金交付申請額

a. 助成対象経費×10分の2

b. 助成対象経費×10分の3

（a/bのいずれの場合も、計算後の1,000円未満は切捨て）

ス) 受講開始予定日

セ) 修了予定日

※入力項目は変更になる場合があります。

※オンライン申請の際、後述「申請時提出書類」をアップロードいただきます。

(3) 申請時提出書類

【オンライン申請】

- ①受講する講座の申込書等
- ②受講経費算出の根拠となる書類（①で足りる場合は①のみで可）
- ③受講する講座の内容がわかる書類
- ④勤務地の記載がある雇用契約書または労働条件通知書の写し（就労者に限る。）
- ⑤誓約書（区指定様式）

【紙申請】

※上記①～⑤の書類とあわせて下記もご提出ください。

- ・しながわ女性高度IT人材育成事業助成金交付申請書（区指定様式）

(4) 区指定様式の入手について

品川区ホームページまたは品川区地域産業振興課ホームページ「品川区中小企業支援サイト」よりダウンロードいただくか、「16 問い合わせ先・書類提出先」窓口にてお渡しいたします。

（品川区ホームページ）

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/sangyo/sangyo-syugyoshien/sangyo-syugyoshien-kyusyokusyashien/hpg000022445.html>

（品川区中小企業支援サイト）

<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/joseikin/josei-it/index.html>

(5) 留意事項

- ①提出された書類、参考資料等は返却できません。
- ②状況に応じて必要な書類を提出いただく場合がございます。
- ③代理申請はできません。

8 書類審査の実施について

- (1) 提出された申請書等の書類審査を実施します。
- (2) ※審査内容に関するお問い合わせについては、一切応じかねます。

9 助成金交付決定について

- (1) 助成金の交付決定額は、助成金申請額と異なる場合があります。
- (2) 助成金交付に際し、区長が必要な条件を付す場合があります。
- (3) 交付決定額は助成金額の上限額を示すものであり、実績報告の検査後に助成金額を確定します。（交付予定額から減額されることがあります。）

10 助成対象事業の変更・中止等

やむを得ない理由で助成事業の内容を変更する場合または中止しようとする場合は、あらかじめ区長にその承認を得なければなりません。別途お問い合わせください。

11 実績報告（助成金交付決定後）の手続き

- (1) オンライン申請の時に登録いただいたメールアドレス宛にお送りする、交付決定についてのメール文内に実績報告申請用のURLが記載されています。当該URLから電子で実績報告をいただきます。実績報告の際には、必要事項の入力および必要書類のアップロードが必要です。
申請を紙で行った方については、実績報告も紙媒体でご提出ください。
- (2) 実績報告時提出書類
 - ①しながわ女性高度IT人材育成事業実績報告書
 - ②講座修了証明書等の写し
 - ③経費支払が確認できる書類（領収書・振込明細等）
※明細が確認できない場合は別途ご相談ください。
 - ④その他実績を確認するにあたり必要となる書類
※紙申請者の場合は、「しながわ女性高度IT人材育成事業実績報告書（区指定様式）」に加え、上記②～④をご提出ください。
- (3) 電子実績報告の際の入力項目
 - ア) 氏名
 - イ) フリガナ
 - ウ) 郵便番号
 - エ) 住所（市区町村・番地・マンション名等）
 - オ) 電話番号
 - カ) メールアドレス
 - キ) 受講経費総額
 - ク) 助成申請額
※入力項目は変更になる場合があります。
- (4) 区指定様式の入手について
品川区ホームページまたは品川区地域産業振興課ホームページ「品川区中小企業支援サイト」よりダウンロードいただくか、「16 問い合わせ先・書類提出先」窓口にてお渡しいたします。
(品川区ホームページ)
<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/sangyo/sangyo-syugyoshien/sangyo-syugyoshien-kyusyokusyashien/hpg000022445.html>
(品川区中小企業支援サイト)
<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/joseikin/josei-it/index.html>
- (5) 書類提出、支払期限について
令和9年3月12日までに11-(2)に記す書類に提出が必要です。なお、令和9年3月12日の時点で支払いが完了しない経費がある場合は問合わせ

せ先までご相談ください。

12 助成金額の確定および助成金交付

実績報告書を区が受け取った後、区はその内容を審査し、完了検査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が、助成金の交付決定の内容およびそれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定します。（※助成金の確定額は、交付決定額を上回ることはありません。）

申請者が助成金交付決定通知書を受領した後、申請者からの請求に基づき助成金をお支払いします。

13 助成金交付決定の取り消し

次の（１）～（５）のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定額の全部または一部を取り消すことがあります。

- （１）申請年度の３月末日までに支払が完了しないとき。
- （２）申請年度の３月末日までに「４ 申請要件」に掲げる要件から外れたとき。
- （３）偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、または受けようとしたとき。
- （４）助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令または助成金交付決定に基づく命令に違反したとき。

14 助成金の返還

助成金交付決定の取り消しその他により助成金を返還する事由が生じた場合には、助成金の交付を受けた日から当該返還金の完納の日までの期間の日数に応じ、当該助成金の額につき年１０．９５％の割合で計算した違約金額を付した額を、区が指定する方法により返還していただきます。

15 その他

品川区からの再三の連絡にも関わらず期日までに提出がない場合は、今後当課における申請を受けられない場合があります。

16 問い合わせ・書類提出先

〒141-0033

品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター2階

品川区 地域振興部 地域産業振興課 中小企業支援担当（人材確保担当）

TEL：5498-6351

FAX：5498-6338